

共同実施だより



第 1 0 7 号
令和 3 年 11 月 10 日 発行
山武市学校事務共同実施
山 武 市 教 育 委 員 会

今年も年末調整の時期になりました。

年末調整は、毎月の給与から天引きした所得税1年分と本来支払うべき年間の所得税を一致させ清算するために必要な手続きです。下記の必要書類の提出をお願いします。

年末調整関係書類

該当する書類を **11月24日（木）** までに、事務職員へ提出してください。

※⑥については、ご自宅に届いている書類になります。



- ① 令和 3 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 令和 4 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ③ 令和 2 年分 給与所得者の保険料控除申告書（コピーを配布します※参考にして下さい）
- ④ 令和 3 年分 給与所得者の保険料控除申告書 + 保険料の控除証明書
- ⑤ 令和 3 年分 給与所得者の基礎控除 兼 配偶者控除等 兼 所得金額調整控除申告書
- ⑥ 令和 3 年分 給与所得者の住宅借入金特別控除申告書+借入金年末残高等証明書

① 令和 3 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 【全員提出】

既に提出いただいた書類を一度返却しますので、本年中に異動（出生・死亡等）があった場合は、修正してから再提出してください。

② 令和 4 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 【全員提出】

令和 4 年の最初の給料支給日までに提出が義務付けられています。

令和 4 年の状況について、記入・提出してください。

※控除対象扶養親族とは？

所得者と生計を一にする親族で、16歳以上及び合計所得金額が48万円以下の人人が対象です。



【留意点】

- ・『生計を一にする』とは、必ずしも同居を要件とはしません。別居であっても生活費や療養費等を日常的に負担していれば、『生計を一にする』ものとして取り扱われます。
- ・『親族』とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
- ・『合計所得金額が48万円以下』とは、所得が給与のみの方なら年収103万円、公的年金を受給されている方は158万円（65歳未満の方は108万円）以下の方が該当になります。なお、遺族年金や育休手当金は非課税所得ですので所得とみなされません。
- ・同一人物を複数人で共同扶養している場合、共同扶養しているうちの1人が扶養控除することができます。

④ 令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書【該当者】

本年中に支払った生命保険料、地震保険料や社会保険料があれば、申告してください。

※社会保険料について

給料から天引きされている共済掛金などは、自動的に所得控除されます。

親族の社会保険料を代わりにご自身が支払っている場合には申告できます。



⑤ 令和3年給与所得者の基礎控除 兼 配偶者控除等 兼 所得金額調整控除 申告書【全員提出】

基礎控除は全員、配偶者控除等及び所得金額調整控除は該当者のみ記入してください。

※基礎控除とは？

今まで一律38万円でしたが、令和2年からは所得金額が2500万円以下の場合、48万円を限度として控除されます。

※配偶者控除・配偶者特別控除とは？

控除を受ける方の合計所得が1000万円（給与収入のみは1195万円）※所得金額調整控除の適用がある場合は1210万円）以下の人には限ります。

配偶者の合計所得によって控除に違いがあります。

0円～48万円（給与収入のみは103万円以下）…配偶者控除

48万超133万円未満（給与収入のみは201万6千円）…配偶者特別控除

※所得金額調整控除とは？

給与収入のみで850万円を超える場合において、①～③いずれかに該当すると対象になります。

- ① 本人が特別障害者
- ② 23歳以下の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計の配偶者または扶養親族を有する者



★所得金額調整控除の計算方法★

(給与等の収入金額 - 850万円 × 10%) = 控除額

※夫婦ともに給与収入のみで850万円超えていたら両方で申告可能

⑥ 住宅借入金等特別控除申告書【該当者】

住宅借入金等特別控除を受けようとする初年は、確定申告をする必要があります。

次の年からは年末調整により税額控除が受けられますので申告してください。

【留意点】

- ・「住宅借入金等特別控除申告書」は、税務署が発行し、自宅に送付されます。
年末残高証明書を添付してください。

わからないことがありますたら、お気軽に事務職員へお問い合わせください。

